

脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するため、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

1. 対象事業

※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

(1) 地方単独事業として実施するもの

① 公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備

※売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、
発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として
自治体が整備するものを対象に追加

② 公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等

※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、
再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

③ 公共施設等を省エネ基準に適合させる改修

※建物全体が基準を満たす場合に加え、空調等の各設備
が個別に省エネ基準を満たす場合を対象に追加

④ 公共施設等へのLED照明導入のための改修

⑤ 公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、
ハイブリッド車

(2) 国庫補助事業として実施するもの

ペロブスカイト太陽電池の導入

※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

2. 地方財政措置

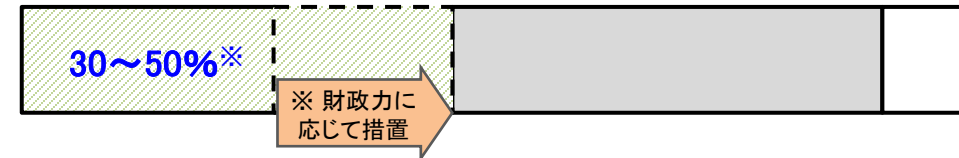
(1) ①及び②の事業

※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2



(1) ③及び④の事業

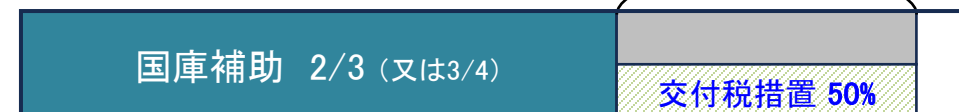
※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



(1) ⑤の事業



(2) の事業



3. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

4. 事業費

1,000億円 (令和7年度: 1,000億円)